

○久喜市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年2月18日

条例第2号

改正 平成25年12月27日条例第67号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、久喜市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、久喜市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は四半期ごとに交付するものとし、4月、7月、10月及び1月（以下これらの月を「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 1四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、当該会派が結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費を交付する日（以下「交付日」という。）は、交付月の21日とする。ただし、当該交付日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、1四半期の途中にその所属する議員の数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定し

た政務活動費の額を下回るときは、当該会派に当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 前項の規定による交付又は返還は、所属議員の数に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までにしなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が、1 四半期の途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収入及び支出に係る政務活動費収支報告書（別記様式）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、1 会計年度に交付された政務活動費について4回提出するものとし、その提出期間は次のとおりとする。

第1回 当該年度の7月1日から7月31日まで

第2回 10月1日から10月31日まで

第3回 1月4日から1月31日まで

第4回 翌年度の4月1日から4月30日まで

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（収支報告書の添付資料）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、前条の規定により収支報告書を提出する場合には、当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月

日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面)を添付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した政務活動費の額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、議長から送付を受けた収支報告書等の写しの内容を審査し、交付した政務活動費に残余があると認めるときは、当該会派に対しその返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第7条及び第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、報告期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるため、第7条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

(久喜市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 久喜市議会政務調査費の交付に関する条例(平成22年久喜市条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に前項の規定による廃止前の久喜市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

別記様式（第7条関係）

年 月 日

久喜市議会議長 あて

会 派 名
経理責任者

㊦

政務活動費収支報告書

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

月交付額 _____円
前回までの支出残額 _____円

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 収支差引残額 _____円